＜ 住宅用家屋証明の要件及び必要書類 ＞

共通要件

　①　専ら個人の自己の居住の用に供する家屋であること

　②　床面積が５０㎡以上であること

　③　区分建物については、建築基準法上の耐火又は準耐火建築物であること

　④　併用住宅については、その家屋の床面積の90％を超える部分が住宅であること

必要書類

１．新築した家屋（注文住宅等）※建築後１年以内の家屋

　ア　建築確認済証（検査済証も可）

　イ　登記事項証明（登記完了証、登記済証も可）

　ウ　当該家屋への転入手続を済ませていない場合は、申立書

２．建築後使用したことのない家屋（建売住宅等）※取得後１年以内の家屋、取得原因が売買

又は競落によるもの

　ア　建築確認済証（検査済証も可）

　イ　売買契約書（売渡証書、登記原因証明情報も可）

　　　競落の場合は、代金納付期限通知書

　ウ　建築後使用されたことのない旨の証明書

　エ　当該家屋への転入手続を済ませていない場合は、申立書

３．建築後使用されたことのある家屋（中古住宅）※取得後１年以内の家屋、取得原因が売買

又は競落によるもの

家屋の建築年数の要件

　　　Ⅰ 木造、軽量鉄骨造 … 20年以内　　Ⅱ 耐火構造 … 25年以内

Ⅲ 上記Ⅰ及びⅡを超える年数の建物 … 新耐震基準を満たすことを証明した書類

　　ア　売買契約書（売渡証書、登記原因証明情報も可）

　　　競落の場合は、代金納付期限通知書

　　イ　登記事項証明書

　　ウ　当該家屋への転入手続を済ませていない場合は、申立書

注意事項

★申立書を提出する場合は、現住家屋の売買契約書や賃貸借契約書等を添付してください。

★抵当権の設定登記に係る登録免許税の税率の軽減を受ける場合は、金銭消費貸借契約書等を添付してください。

★「認定長期優良住宅」「低炭素建築物」に該当する場合は、認定申請書の副本及び認定通知書の写しを添付してください。